

SEVEN SEAS SHIPPING CO.,LTD.

General Agents



Tokyo Head Office

Daiwa Kyobashi Bldg. 7F
4-3-3, Hatchobori, Chuo-Ku, Tokyo
104-0032, Japan
Tel:(03)3523-3691 Fax:(03)3523-3699
E-mail:ssstyo@sevenseas.co.jp

Osaka Branch

Meiji Seimei Sakaisuji-hommachi Bldg.
7-15, Minami-hommachi 1-chome,
Chuo-ku, Osaka 541-0054, Japan
Tel:(06)6264-7541 Fax:(06)6264-7095
E-mail:sssosa@osaka.sevenseas.co.jp

2014年2月吉日

お客様各位

セブンシーズ SHIPPING(株)
As agent for Hamburg Sud

日本版出港前報告制度についてのご案内

平素は格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。
本年3月10日より実施されます日本向け出港前報告制度に関しましてご案内させていただきます。

記

1. 適用貨物
日本に入港する船舶に船積みされる日本揚げコンテナ及び日本以外への積み替えコンテナ
(在来貨物/空コンテナは対象外)
2. 報告義務者
船会社：マスターB/L 情報
NVOCC: ハウス B/L 情報

弊社ではハウス B/L 情報の報告はおこないません。途中港で積み替え(Transship)の場合
船舶情報等不明な場合は各積地事務所もしくは弊社に確認お願い致します。
3. 必須報告項目
-荷主情報：Shipper/Consignee/Notify party - 名前/住所/郵便番号/電話番号
-貨物情報：詳細な品名及び6桁のHS code
-危険品情報: 危険品積載の場合- 危険品情報(IMDG code 及び UN no.)
4. 報告方法
Sea-Naccs を利用して電子報告されます。
5. 報告期限
船積み港の本船出港 24 時間前までに報告する。
6. 施行日
2014年3月10日

本制度に基づいて法令に従い要求される情報の事前報告を開始致します。
なおこの報告義務履行の為以下の費用をお願いすることになりましたので
何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

適用開始日：2014年3月10日(海外各港本船出港予定日)

名称	Charge	対象
Advance manifest submission(AMS)	USD30 per BL	日本向け B/L 1 件あたり
Advance manifest amendment Fee(AMA)	USD40 per BL	送信後の訂正 1 件あたり

ご不明の点は当社輸入業務担当までお問い合わせ下さい。

以上